

2020 年度 税制改正建議書

東北税理士会

目 次

はじめに	1
I 税制改正への提言	
1 平成 31 年度税制改正大綱について	2
2 本建議書の構成	2
3 税制改正に対する基本的な考え方	2
(1) 公平な税負担	
(2) わかりやすい税制	
(3) 時代に適合する税制	
(4) 国民のための税務行政	
II 本年度の重点建議事項	
1 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること	4
2 特例事業承継税制について、現経営者の筆頭株主要件の判定は、経営者単独で行うのではなく、その直系尊属や配偶者を含めて判定すること（新規）	5
III 本年度の建議事項	
【災害税制】	
1 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	6
2 東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設	7
3 相続時精算課税の災害等による課税の特例措置	8
4 災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和（一部修正）	8
【所得税】	
5 生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入	8
6 土地等の譲渡損の損益通算及び繰越控除	9
7 相続財産を譲渡した場合の特例	9
8 譲渡所得の計算上抵当権抹消費用等を必要経費に算入すること	10
9 源泉所得税の納期の特例等に関する相続による承継規定の新設	10
10 所得控除の縮減と税額控除制度（給付つきを含む）の創設	10
11 財産債務調書の提出制度の廃止	11
12 不動産所得における事業的規模と非事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違の是正	11
13 中古住宅の取得にかかる住宅借入金等特別控除の適用	12

14	雑損控除の適用対象損失へ「特殊詐欺」を追加（一部修正）	12
15	寡婦控除の所得控除の適用要件を追加	12
16	準確定申告の申告期限の延長（新規）	13
17	相続により青色事業を承継した場合の青色申告承認申請書提出期限の延長（新規）	13

【法人税】

18	役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制の見直し（一部修正）	13
19	退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること（一部修正）	14
20	貸倒引当金の損金算入を認めること	15
21	受取配当等について全額益金不算入とすること	15
22	公益法人等の収益事業課税について、規定方式を見直すこと（新規）	15
23	法人税の延納制度を中小法人に対して認めること（新規）	16
24	経営力向上計画について、所轄大臣等の認定を不要とすること（新規）	16

【相続税・贈与税】

25	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取り扱い	17
26	遺言執行費用等を課税価格から控除すること	17
27	相続時精算課税を選択した土地に対する小規模宅地等の減額の特例適用	18
28	使用貸借の場合の小規模宅地等（特定同族会社事業用）の特例適用	18
29	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること	18
30	法定代理人が選任された相続人がいる場合には、当該相続に係る納税義務者全員の申告期限を延長する制度の創設（新規）	19

【消費税】

31	軽減税率の導入を見直すこと	19
32	消費税率等の引上げに伴う延納制度の創設	19
33	納税義務の免除制度を廃止し、新たな申告不要制度を創設すること	20
34	特定新規設立法人規定について判定要件を見直すこと	20
35	簡易課税制度の事前届出制度の改正	21
36	調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し	22
37	仕入税額控除の95%ルールを復活させること（新規）	22
38	課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書について即時承認すること（新規）	22

【地方税】

39	国税と地方税の規定を統一すること	23
40	事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	23

41	償却資産に係る固定資産税の賦課期日・提出期限を選択制にすること	24
42	退職者の住民税の徴収方法を見直すこと（新規）	24

【各税共通】

43	少額の減価償却資産に係る金額要件の拡大及び一括償却資産の特例の廃止	25
44	一定の少額資産の全額損金算入	25
45	事業用定期借地権の一時金の取扱い	25

【納税環境整備】

46	税法改正等について納税者への周知期間を確保した上で適用すること	26
47	閲覧・謄写権の範囲拡大	26
48	申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること	27
49	事前通知を行わずに実地調査を実施する場合の手続きについて	27
50	書面添付がある場合、原則として無予告調査を行わないよう明記すること	27
51	e-Tax について利便性の向上とさらなる利用の促進を図ること（一部修正）	28
52	eLTAX の改善と地方税納税システムの構築	28

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とある。これは、同法第 1 条に示されている「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家」である税理士の職業団体としての固有の権利であると言える。

これらを根拠とし、東北税理士会（以下「本会」という。）は、本年も本会会員から広く税制改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたり、政府その他関係機関の税制改正に関する動向を踏まえて先行性をもって提言することや税理士の職業団体としての創造性をもって提言することにも配慮した。

また、東日本大震災発生以後、本会が引き続き行ってきた震災関連の税制改正要望（提言）を踏まえ、未だ実現していない項目等について、これからも引き続き要望していく。我々は、これらの提言が現在でも緊急性を有する重要項目であると考えている。これらの提言が被災地の復興支援と今後も起こりうるであろう大規模災害対策の一助となることをここに念願するものである。

I 税制改正への提言

1 平成 31 年度税制改正大綱について

アベノミクスの推進により生産年齢人口が 450 万人減少する中において、雇用・所得環境が大きく改善したという認識の下、平成 31 年度税制改正大綱では、少子高齢化という構造的な課題に対処していくことを基本的な考え方としている。

平成 31 年度改正の最重要課題は消費税率の引上げである。具体的には、財政健全化を確実に進めるために消費税率 10%への引上げと需要変動の平準化対策が取られることになる。2 度の延期を経ながらも、引上げを確実に実行するとしたことは評価できる。ただし、10%への引上げにあわせて実施される軽減税率制度については、軽減税率対象品目の選定に合理性がないこと、中小・小規模事業者の事務負担が増大すること、逆進性緩和の効果に疑問があることなどの理由から本会は導入に反対し単一税率の維持を建議してきたところであり、残念といわざるを得ない。

軽減税率制度の導入は確実となったが、問題の多い制度であり今後もこの制度の在り方について本会では建議し続けたい。

中堅・中小・小規模事業者の支援策として平成 30 年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者向けの事業承継税制が創設された。個人事業主が高齢化している中、時代の要請に適合する税制といえる。今後、この税制が納税者の支持をどれほど得られるか注目したい。

また、災害に備えて対応力の強化をするための取組みを進める措置として、事業継続力強化計画（仮称）に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資に係る特別償却制度が創設された。しかし、本会が東日本大震災の経験を基に建議している災害損失控除については、国会の予算審議で取り上げられたものの予算等の関係から創設には至らなかった。

2 本建議書の構成

本会は税務に関する専門家の職業団体として、税制に対する基本的視点を「公平な税負担」、「わかりやすい税制」、「時代に適合する税制」そして「国民のための税務行政」の 4 点に置いている。本建議書は、これらの視点から建議事項を整理し、その建議理由を附記する構成を採用している。なお、本年度の建議事項として特に重要かつ早急な改正が望まれるものを、本年度の重点建議事項として、2 点を掲載した。

3 税制改正に対する基本的な考え方

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成され

る概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊に繋がるが、過度の累進課税も公正とは言えない。時代背景を十分に考慮しながら常に総合的な観点から判断することが重要である。

(2) わかりやすい税制

我が国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたために、事務手続きや課税標準の計算が複雑になり、納税者が容易には理解できなくなっている。そして、そのことが納税者に不利な結果をもたらしている場合がある。また、税法の規定の中には既にその使命を終えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま低成長期の時代に残っているものもある。国民にとってわかりやすい制度にするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化し、もって国民の理解と支持が得られるように改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

税制はその時々時代に適合するよう見直され続けなければならない。わが国は、首都圏への一極集中による地方経済の衰退、少子高齢化と人口減少による問題、そして一部の富裕層と貧困者の経済格差の問題などを抱えている。こうした問題に対処すべく、時代に適合した公平な税負担がどうあるべきかという観点から総合的に判断し税制を改正するべきである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災以降も、平成 28 年 4 月の熊本地震、西日本を中心とした平成 30 年 7 月豪雨、そして北海道胆振東部地震と、大規模の災害が頻発している。今後も大規模災害の発生が予想されており、災害税制を創設する必要がある。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から納税者権利憲章の策定を提言してきた。諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護がなされている例が多い。わが国においても真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである。しかし、平成 23 年度税制改正大綱で明示されながらも、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章がいまだに策定されていないことは、国民の権利利益を守る観点からは改革道半ばと言わざるを得ない。

納税者権利憲章は、OECD に加盟する先進国 36 国のほとんどにおいて制定されていることから、国際的スタンダードと言って過言ではないものである。引き続き導入に向けての議論展開が期待される。

Ⅱ 本年度の重点建議事項

前述の提言に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

1

所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること。

災害又は盗難若しくは横領の発生を起因として、所有する生活に通常必要な資産に損失が生じたときには、納税者の担税力の喪失を所得計算において考慮する必要があることから、課税所得の計算上、一定の損失額を所得から控除する雑損控除制度が定められている。本制度制定時からの歴史的な経緯と近年の災害の増加傾向といった状況変化を踏まえ、「雑損控除制度の改正」と、「災害損失控除制度の創設」を要望する。

【雑損控除制度の改正要望】

(1) 所得控除の順番について

雑損控除は所得控除の1項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。このことにより、被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合があり、その場合は、居住者及びその者と生計を一にする親族の資産損失の回復は限定的効果に止まることとなる。課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、残された雑損控除は最後に控除するべきである。この点について、昭和26年11月の第12回国会参議院農林委員会における政府側答弁が示す考え方が、改正の障害になることが予想される。しかし、憲法で保障された最低限の生活保障を意味する基礎控除や扶養控除は、本来、万人に保障すべきものであり、それらの控除後の金額に対して、被災者等に生じた資産損失の考慮が図られて当然だと考える。

(2) 雑損控除の繰越期間について

雑損控除は制度上、3年間の繰越し処理が認められているが、東日本大震災のような大災害の経験を踏まえると、喪失した担税力の救済を目的として、繰越期間の更なる長期化が必要である。被災者等の支援・救済制度の更なる充実を図るとともに、制度創設時と比較して格段に帳簿保存能力が高まった高度情報化社会においては、法人の繰越控除制度と平仄を合わせて、10年程度に延長することも十分可能だと考える。

(3) 対象支出の範囲について

災害関連支出の範囲について、現行制度上は、災害のやんだ日から1年以内に支出した費用が対象になり、平成23年分からは、大規模災害等の場合は3年経過の日までに対象が拡大された。しかし、立法時には想定外だった今般の原子力施設の事故により、長期の避難を余儀なくされている状況を鑑みると、災害関連費用を一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための直接的費用や生活関連費用も対象にするべきである。また、長期化している避難の実態から判断すると、発生期間を最長3年に限定することによって、納税者の課税の公平性が歪め

られることになると考える。

【災害損失控除制度の創設要望】

(1) 災害損失控除の創設

東日本大震災の経験から、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済地域の経済基盤が回復するまでには相当の長期間を要すること、③災害による損失額を所得控除項目として別枠で計算対象にすることは、被災者のみならず国民の理解と納得が得られやすいと考える。これらの理由により、所得控除項目として、雑損控除から災害による損失を独立させ、災害損失控除の創設を要望する。なお、ここに定める災害の定義については、所得税法第2条第1項27号に規定する内容を想定している。

(2) 繰戻し還付制度の創設

災害損失の発生による担税力の喪失を、所得計算において考慮することを目的として、上述した繰越控除の長期化の提言に加えて、繰戻し還付制度の創設を要望する。両制度を納税者の選択により適用可能とし、災害発生後の不透明で流動的な所得環境よりも、発生前の確定した所得計算に損失を繰り戻すことが可能になれば、被災年度において、社会政策的機能として緊急的対応が迫られる被災者の生活資金等の確保が可能になると考える。

(関係法令 所得税法2条、62条1項、71条、72条、87条1項、120条、所得税施行令9条、178条、203条、204条、205条、206条、262条)

2

特例事業承継税制について、現経営者の筆頭株主要件の判定は、経営者単独で行うのではなく、その直系尊属や配偶者を含めて判定すること。

(新規)

今般の事業承継税制の改正による贈与者の範囲の拡充は、後継者に先代経営者等が保有する株式を集中させ、より確実な経営権を持たせることで事業を円滑に継続させることが目的であると考えられる。

しかし、①既に先代経営者が死亡している場合には、相続税負担等の問題からその配偶者など後継者以外の親族が株式を保有しているケースや、②夫婦で会社経営をしている場合に、一方が代表者となり他方が会社の大株主になっているケースについて、現経営者が贈与等により株式の移転をしようとしても、筆頭株主要件を満たせない。このため、特例事業承継税制の適用を受けられず、後継者に多額の税負担が発生することとなる。

改正の趣旨を鑑みれば、後継者に株式が集約される限りにおいては広く特例事業承継税制の適用を認めるべきであり、現経営者の筆頭株主要件の判定は、現経営者単独で行うのではなく、現経営者の直系尊属やその配偶者を含めての判定とすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第70条の7、70条の7の2、70条の7の5、70条の7の6)

Ⅲ 本年度の建議事項

【 災害税制 】

1

東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること

現在、東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」の施策が実施されているところではあるが、復興への歩みが遅れている。これは、事業者における将来への不透明感からの不安を払拭しきれないことによる要因が大きく起因しているものと想定される。そこで、そのような不安感を払拭し、民需主導による全産業の活性化が今後の被災県の経済の命運を握っているといっても過言ではない。新たに税制優遇を受けて新規参入した企業群が将来に渡って永続的に地域密着で事業を行っていくという保証は現在のところはない。

そのような現状を分析すると、新規の事業者の参入も重要ではあるが、既存の企業が事業として雇用を維持することの方が、被災県の経済の復興には欠かせないものである。新規雇用の創出だけではなく、業種を問わず、現状の地域経済を担っている中小企業の復興と活性化が最重要課題であることは、被災県民であれば全ての者の願いであることは共通の認識である。被災県民としては、是非この願いを実現できる施策を望むものである。

また、地域を限定して行う施策では、却って被災県内の地域ごとに格差が生じ、被災県全体の復興に資するものではなくなってしまうことが想定される。

よって、区域・集積業種の適用要件を緩和し、適用しやすい制度として改正すべきである。

(2) 適用対象資産を拡大すること

現行の東日本大震災復興特別区域法では、第 37 条第 1 項で適用資産を規定しているが、この適用資産の範囲を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、～」を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品については、～」と拡大すべきである。

東日本大震災復興特別区域法の適用される産業の分野が農林水産業も含まれることとなり、範囲が広がっていることから、当初認定の製造業だけではなく、すべての償却資産を対象にすべきと考える。特に漁業者にとっては、船舶の特別償却、税額控除、償却資産税の特例を受けることができれば、今後の復興を大きく前進させることができるものと考えられる。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法 37 条)

東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設

課税される収益補償の賠償金の処理についての以下の特例措置を創設すること。

(1) 課税の繰り延べ

賠償金を受け取った最初の事業年度に遡って、原発問題解決目標である期間の10年間災害特別勘定（損害賠償金を限度とする）を設定し課税の繰り延べを行う。10年間の各事業年度において、欠損金が生じた場合、設定した特別勘定は原則として当該欠損金と相殺する。10年経過時において、相殺未済の特別勘定残額は、その後の事業年度から10年間にわたって戻し入れる方式の課税の繰り延べの特例を制定すること。

(2) 設備投資に係る固定資産の圧縮記帳

上記(1)の災害特別勘定を設定した事業者が、10年を経過する事業年度までの各事業年度において設備投資をした場合には、当該設備投資事業年度の欠損金と相殺後の特別勘定残額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定すること。

(3) 更正の請求

既に課税済みの事業者に対しては、当該特例についての更正の請求による遡及適用を認める措置を講ずること。

福島県の企業については、直接被害と間接被害に併せて風評被害に対して、東京電力から損害賠償金が支払われている。このうち収益補償分に関する損害賠償金については、従来の課税要件に照らして課税所得に該当することとして所得課税が行われているところである。

しかしながら、この収益補償部分については法人の事業年度又は個人の暦年課税の考え方からは、合意の日の所得と認定されるべきものかもしれないが、放射能問題からの復興が遅れ、真の意味での復興に係る期間が数十年に及ぶといわれる中、今後の事業展開を決めかねている事業者も多いと想定される。事業に対する新たな投資や所在地の移転、そして、事業縮小や廃業など様々な展開を想定する場合には、その後に必要な資金が課税により十分に留保されないことが懸念される。よって、仮に課税処理が妥当な損害賠償金であったとしても、その使い途が決定されるまでのある程度の期間は課税を留保する処理が必要と考えられる。そして、その資金用途の特定した時点での課税が合理的と考えられる。

3

相続時精算課税により贈与した財産について、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合の課税の特例措置を設けること。

相続時精算課税制度は、贈与者が亡くなった時にその適用を受けた贈与財産の贈与時の価額と相続により取得した財産の価額を合計した金額を基に、相続税額の計算を行うものであるが、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には贈与時の価額を課税価額とすることは、相続開始時に財産価値が低下しているものに対して相続税の負担を課することになるので、相続開始時の担税力を勘案すると問題がある。そこで、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には、相続開始時の評価額で課税する救済措置が必要である。

(関係法令 相続税法 21 条の 16 第 3 項)

4

災害損失特別勘定の損金算入、益金算入に関する要件の緩和。

(一部修正)

災害により被災した場合、災害のあった日の属する事業年度において損金経理を要件として災害損失特別勘定を繰り入れて被災事業年度の損金算入が可能となる。ただし、東日本大震災や平成 28 年熊本地震のような甚大な災害の場合は、被災資産の修繕見積額の算定や修繕等を早期に完了させることが困難であるため、損金経理の要件を災害のあった日から 2 年以内の日の属する事業年度と改めるべきである。また、現行では災害のあった日から 1 年を経過する事業年度（1 年経過事業年度）において、災害損失特別勘定を取崩して益金に算入することとなるが、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。ただし延長の適用を受けるためには「延長確認申請書」を 1 年経過事業年度終了の日までに提出しなければならない。災害の規模によっては工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。そこで、災害損失特別勘定の益金算入時期については 1 年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

【 所得税 】

5

事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定とする位置づけを改め、必要経費として認めること。

所得税法 57 条は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位の課税を

原則としている所得税法 56 条の規定の例外規定である。

しかし、所得税法 56 条及び 57 条制定当時と比較すると、現在の社会は、世帯の類型や就労形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、個人事業は家族による協力により成立するという価値観で一括りにすることに無理が生じている。所得税法 56 条はその役割を終えたと考えられる。

生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、必要経費の特例ではなく、必要経費そのものとして事業等の必要経費として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 56 条、57 条)

6

土地等の譲渡損とそれ以外の所得との損益通算及び繰越控除を原則として認めないとする制度は廃止すること。

自己の取得した土地等の譲渡損失が他の所得と損益通算できないとなれば、本来の担税力を示しているとされる包括的な所得に対する課税という趣旨にそぐわない。また、法人と個人事業者との間の取扱いの差異も更に拡大することとなる。

平成 16 年度税制改正は、株式の譲渡益に対する税率と同じになるように税率を引き下げ、併せて他の所得との損益通算を不可として譲渡所得内の整合性を持たせた改正といえる。しかし、土地等の取引価額や取引頻度等を考慮した場合、株式の譲渡と土地等の譲渡を同列に扱うべきではない。早急に本来の担税力に応じた課税制度とすべきである。

(関係法令 所得税法第 69 条、同法第 70 条、租税特別措置法 31 条、同法第 32 条)

7

譲渡所得の計算において、①相続財産を譲渡した場合の取得費特例、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3 年以内」を「5 年以内」に延長すること。

相続等により取得した財産を 3 年以内に譲渡した場合の所得計算では、①相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算する取得費特例と、②非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、みなし配当を課税しないとする特例とがある。

しかし、①地方では不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになっている。相続税を取得費に加算できる期間を、不動産の取引に係る期間が延びていることに合わせる必要がある。また、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡するとしても、一旦相続した株式について譲渡してもらって 3 年以上の期間がかかることが多い。

そこで、これらの特例が受けられる譲渡までの期間を現行の「3年以内」から「5年以内」に延長すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第39条、同法第9条の7)

8

譲渡所得の金額の計算上、抵当権抹消費用等を負担している場合には譲渡費用として認めること。

土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵当権抹消費用等については、譲渡に必要な費用等に該当すると考えられるため、譲渡費用とすべきである。

(関係法令 所得税法第33条)

9

「給与等に係る源泉所得税の納期の特例及び納期限の特例」に関して、個人事業者の相続による事業継承の場合の特例等の承継規定を新設すること。

現行法では源泉所得税に関する個人事業の相続時の取り扱いが整備されていないため、被相続人の死亡時点で特例等の法的効果は、相続による事業継承（予定）者に引き継がれない。

死亡日に事業特例（予定）者が特例の適用届出をすることは実務上ほとんど不可能に近く、数か月間は特例等の適用が不能となり、原則どおり毎月納付の取扱いがなされ、期限後納付となっているのが実情である。

青色申告申請については、所得税法基本通達144-1で死亡後4か月以内の届出の運用がなされているが、源泉所得税についてはすぐに納期が到来してしまうのである。

こうした実情に配慮し、事業継承者への特例等の効果引継ぎを認めるべきである。

(関係法令 所得税法第216条)

10

所得税の人的所得控除を大幅に縮減し新たな税額控除制度（給付つきを含む）を創設すべきである。

(1) 現在の人的所得控除の制度は、いたずらに所得税の課税ベースの縮小を招いている。

超過累進税率のもとでは、所得控除は高所得者の税負担をより多く軽減する累進的税負担軽減効果を生じさせるが、税額控除は納付税額自体減額する制度のため所得の多寡には関係なく軽減税は一定である。つまり所得控除を税額控除に変えることで課税ベースの浸食を防

ぎ所得の再配分効果を高めることとなる。さらに、給付つきであれば控除額以下の税負担者や課税最低限以下の所得者層について還付・給付することでよりダイレクトに所得の再配分効果が高まる。

(2) 税額控除は、一定の要件（扶養児童数、所得の制限など）を設けることにより、特定タイプの世帯をピンポイントで政策ターゲットにすることができるため、少子化対策、格差是正対策などの政策目的に使用する場合はより効果的に政策目的を実現できる。

11

財産債務調書の提出制度を廃止すること。

財産債務明細書は、平成 27 年度の税制改正により財産債務調書と名称を変え、また、提出する者が、高所得者というだけでなく、財産を持っているものに限定されることにより、提出義務者の範囲が縮小される。しかし、提出義務を果たした者の過少申告加算税等を減算する等の措置が設けられる予定ではあるが、不提出に係る罰則は依然としてないため、所得税・相続税の適正な課税を補助するという不明確な趣旨と相まって、いたずらに納税者の負担となる制度であるという性格に変わりはないものと考えられる。

申告納税制度において、納税者自らが税額を確定することが原則であるが、調査の補助となるべき資料を提出させることは、課税庁の利便に資するものである。そのような資料を提出させるのであれば、納税者に十分な利便を与える必要があるのではないか。また、課税庁の利便のみに資するものであるなら、この制度を廃止するべきである。

(関係法令 所得税法第 232 条)

12

不動産所得における事業的規模と非事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違を是正すべきである。

不動産所得の計算において、資産損失は、事業的規模の場合はその全額を必要経費に算入できるが、非事業的規模の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入される限度となる。貸倒損失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、非事業的規模の場合は収入計上した年分にさかのぼって所得計算をやり直すというように、取扱いが異なる。

しかし、非事業的規模の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることには変わりがなく、取扱いが異なっているのは、税負担の公平性の観点からしても不合理である。

よって、非事業的規模の場合にも事業的規模の場合と同じ取扱いにすべきである。

(関係法令 所得税法第 51 条)

中古住宅取得時における住宅借入金等特別控除の要件を一部撤廃すること。

2015年6月の野村総合研究所のレポートによれば、2013年に13.5%だった空家率が2028年に25.5%、2033年には30.2%に上昇すると予想された。これにより、住環境の悪化、行政コストの増大他さまざまな問題が生じる恐れがある。また、所得の低い若年層などへの住宅の供給や地方移住の促進の観点からも、この要件を撤廃し、中古住宅の流動性を高めることが重要である。

現行では、(イ)耐火建築物の場合は所得日以前25年以内の建築、(ロ)耐火建築物以外の場合は取得日以前20年以内の建築、(ハ)(イ)(ロ)に該当しない場合は一定の耐震基準に適合するものである中古住宅に限り適用されるが、この条件を撤廃し、すべての中古住宅に適用させるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第41条)

雑損控除の適用対象損失に「振り込め詐欺」による損失を追加すること。

(一部修正)

現行法の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、当該損失額のうち一定の方法で計算した金額を総所得金額から控除することとしている。

「振り込め詐欺」の被害は、平成30年は11月末現在で認知件数14,922件、被害総額約253.5億円(警察庁HP:「特殊詐欺の認知・検挙状況等について」)と件数、金額とも多い。しかも、災害・盗難・横領に比べて、被害者の落ち度が過大とまでは言えない。また被害者の多くは高齢者等の社会的弱者であり社会問題ともなっている。

これに税制が対応していないというのでは却って、税制に対する国民の信頼を損ねることにもなりかねない。雑損控除の損失起因要件に「振り込め詐欺」を加えるべきである。

(関係法令 所得税法第72条)

時代に合わせて、寡婦(寡夫)控除の適用要件を追加すること。

家族形態の多様化が進むなかで、現行制度ではシングルマザー等は寡婦控除が適用されない。ひとり親家族の子どもの貧困問題も取りざたされている。時代に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つ母子及び父子家庭についても、寡婦(寡夫)控除を適用するように要件を追加すべきである。

(関係法令 所得税法第81条)

16

準確定申告の申告期限を、相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内とすること。

(新規)

相続が発生した場合には、仏事など通常では生じない手続き等が数多く生じる。また相続内容によっては申告手続きに時間を要する場合がある。相続人の年末調整の手続き等も配慮する必要がある。現行の「その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日」は短すぎると言わざるを得ない。実務上の困難性等を考慮して、相続税の申告期限と合わせて「相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内」とすべきである。

(関係法令 所得税法第124条)

17

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合の、事業承継人の青色申告申請書の提出期限を「死亡の日から4か月以内」に統一すること。

(新規)

青色申告事業者の事業を相続により承継した場合には、事業承継相続人の青色申告承認申請書の提出期限は、現行は下記のようになっている。

- ① その死亡の日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・死亡の日から4か月以内
- ② その死亡の日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで
- ③ その死亡の日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで

相続開始の日により、2か月から4か月の開きがあり不公平な取り扱いとなっている。「死亡の日から4か月以内」に統一すべきである。

(関係法令 所得税法第144条、第166条)

【 法人税 】

18

役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと。

(一部修正)

法人税法上の役員給与（使用人兼務役員の使用人分給与及び役員退職給与を除く）は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に該当しなければ損金不算入とされ、該当するものでも、下記①又は②に該当するものは損金不算入と規定されている。

- ① 過大役員給与…業務の対価として不相当な、著しく高額な役員給与

② 仮装、隠蔽して支給するもの

平成 28 年度及び 29 年度税制改正において、定期同額給与に手取保障型給与を認める改正、事前確定届出給与の種類の拡大、利益連動給与に中長期の業績目標の達成度合いに応じた給与等を含める改正などが行われたことにより、従来と比較して役員給与の損金算入の範囲は広がってきた。一方、役員退職給与の損金算入要件は規定されていなかったが、法人税法第 34 条の改正により、業績連動給与に該当するものは、法人税法第 34 条の損金算入要件を満たさなければならないことになった。しかし、これらの改正は、主として上場企業等の所有と経営が分離した会社形態における役員給与を対象とするものであり、同族会社においては未だに「別段の定め」により損金算入が制限されている状況に変わりはない。

基本的な考え方として、会社法上、適法な手続きに基づき支払われた給与（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）は、税務上も定期的、臨時的な支給を問わず損金算入すべきであり、もって「企業会計と税制の調和」を図るべきである。そもそも、会社法上は、役員賞与も含めて役員に対する報酬等の本質は業務執行の対価であることを定め、会計処理についても費用処理を原則としていることから、原則として法人税法第 22 条により損金算入が認められるべきである。役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが業務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の視点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、恣意性や利益調整の意図が明らかに認められるケースなど、税務当局による過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきであると考える。

（関係法令 法人税法第 34 条、同法施行令第 70 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条）

19

退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること。

（一部修正）

従業員の退職金及び賞与は、労働の対価に係る債務であるため、発生主義による会計処理として、「中小企業の会計に関する指針」の規定上、負債性引当金として当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない。

企業会計と税制の調和、及び担税力に応じた課税の公平性の観点から、これらの負債性引当金について、法人税法第 22 条第 4 項の趣旨に則り、可能な限り会計上の費用計上時期と一致させ、損金算入を認めるべきであると考え。特に、中小企業にとっては、退職給付債務の支払いが発生した事業年度は資金的に大きな負担になるため、各事業年度における担税力の評価は労働債務の発生を考慮したもので行うべきと考える。

（関係法令 法人税法第 22 条、会社法第 431 条）

貸倒引当金の損金算入を認めること。

平成 23 年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な債権の評価を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては 100 分の 50 の損金算入が認められているに過ぎず、それすらも税制上の経過措置によって段階的に損金算入額が取り崩されている現状にある。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨により、会計と税務の乖離が生じる弊害があること、及び適正な貸倒引当金を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も、全法人について貸倒引当金の損金算入が認められるべきと考える。

(関係法令 法人税法第 52 条、同法施行令第 96 条第 1 項第 3 号)

受取配当等について、全額益金不算入とすること。

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等については全額が益金不算入であるが、それ以外の株式等については 50%、非支配目的株式等は 20%の益金不算入割合と規定されている。しかし、二重課税排除の税理論上の観点から、益金不算入割合を 100%にすべきと考える。

(関係法令 法人税法第 23 条、同 23 条の 2、租税特別措置法第 66 条の 8 第 2 項)

公益法人等が行う収益事業について、限定列举方式を廃止し、非営利性と公益性を判断基準とした新たな方式を導入すべきである。

(新規)

公益法人は、法人税法上の収益事業にのみ課税されるが、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業は収益事業から除かれ課税されない。即ち、公益法人等が行う事業が、法人税法施行令第 5 条に限定列举された 34 事業に該当すれば、公益目的事業に該当しない限り、その事

業は課税対象になる。しかし、収益事業の判定が困難な場合も多く、また公平性の観点からも多くの問題を抱えているものと考えられる。

例えば、明らかに営利性が認められる事業であっても 34 事業に該当しない場合は課税の対象とはならない一方で、非営利性が高いと判断される事業、例えば障害者支援サービス事業は医療保険業に該当するものとして課税の対象となる。また、請負業については、その範囲の判定において拡大解釈される傾向がある他、収益事業の範囲についても、法令等に基づき収益事業から除外する事業を定めているため、収益事業の判定が非常に複雑である。

このように、収益事業を政令に限定列挙する法形式は、実務上の判断に困難性をもたらしているため、新たな方式を導入すべきである。公益法人等の行う事業は原則課税とした上で、非営利性と公益性の判断基準を法令上に明確に規定し、その基準に合致した事業についてのみ非課税とする方式の導入を提案する。

(関係法令 法人税法第 4 条第 1 項、同法第 5 条、同法第 7 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項、同第 2 項 1 号、法人税法基本通達 15-1-28 他多数、公益認定法第 5 条 7)

23

法人税の延納制度を中小法人に対して認めること。

(新規)

中小法人は厳しい経営環境の中で、納税資金の捻出にも苦勞する 경우가多く、滞納の状況が発生することで経営存続リスクを抱えている。資金繰りに対する影響を考慮するだけでなく、所得税法に延納制度が定められていることとの公平性を確保する観点から、法人税法においても中小法人の確定申告について延納制度を創設することを提案する。

(関係法令 所得税法第 131 条)

24

中小企業等経営強化税制における経営力向上計画について、所轄大臣等の認定を不要とすること。

(新規)

「中小企業等経営強化税制」は、経営力向上計画認定申請書を取得前または取得後 60 日以内に提出し、かつ事業年度末までに所轄大臣等の認定を受けることが適用要件として定められている。

しかし、行政庁の認定手続きには一定の時間がかかることから、事業年度末日近くに設備投資を行う場合は適用を受けられないことが懸念される。本制度は、中小企業の経営力強化の支援を目的とする税制である。そこで、確定申告書の提出段階では申請が仮に未認定でも本税制の適用を可能とし、後日になって認定が認められなかった場合は修正申告を必要とする方式への変更を提案する。

(関係法令 租税特別措置法 42 の 12 の 4、同 52 の 3)

【 相続税・贈与税 】

25

相続税法第 32 条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

相続開始の時に潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。

一定期間（例えば 3 年以内）に確定した場合には、救済措置を講ずるべきである。

（関係法令 相続税法第 14 条第 1 項、同法第 32 条）

26

遺言執行の費用その他相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。

民法第 885 条第 1 項本文では、「相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する」と、また民法第 1021 条で「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定されている。

ところが、相続税基本通達 13-2 の取り扱いでは、相続財産の中から支弁する相続財産に関する費用は、債務控除の対象とはならない。その理由は、これらの費用が相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務で現に存するものではないためであると説明されている。

しかしながら、葬式費用も相続開始後に発生し被相続人の債務ではないが、課税価格から控除すべき金額とされているのは、相続開始に伴う必然的な出費であり、社会通念上も相続財産が担っているという国民感情を考慮したこと及び民法第 306 条～第 310 条の一般の先取特権もその背景に存するものと思われる。

家督相続が均分相続へと変化定着し、各親族の住居が広域分散化して遺産分割まで相当の時間を必要とすること、また、相続争いのために遺言の重要性が認識されている現在の社会通念などを考慮すれば、民法に明確に規定されている相続財産に関する費用及び遺言執行費用は相続税の課税財産から控除すべきである。

（関係法令 相続税法第 13 条）

相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の減額の特例適用を認めるべきである。

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、特定贈与者に係る相続開始の時点で相続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしているのであれば、相続人の生活基盤維持のためには不可欠である。また、相続時精算課税制度を選択したからといってその土地が相続財産から除外されるわけではなく、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

(関係法令 相続税法第 21 条の 9、租税特別措置法第 69 条の 4)

特定同族会社事業用宅地等について、一定の要件のもとに無償にて使用貸借されていた場合においても、小規模宅地等の課税価格計算の特例の適用を認めるべきである。

中小企業においては、経営者個人の所有する土地を自身の同族会社に賃貸していることが少なくない。しかし、従前は賃料を受領していたが、昨今の不況により、やむを得ず賃料を受領せず使用貸借となっている場合が少なからず見受けられる。このようなときに相続が開始すると、後継者は課税の特例を適用することが出来ずに多額の相続税を納付することとなり、円滑な事業承継を阻害されることになってしまう。そこで、一定の要件（例えば 5 年間の事業継続等）のもとに、使用貸借されていた場合においても適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 69 条の 4)

財産評価において、土地の上に老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするとともに土地の評価から建物の解体撤去費用を控除すべきである。

現行の財産評価基本通達には、土地等の金額から建物の解体撤去費用を控除するという評価の考え方はない。しかし、アスベスト被害問題や産業廃棄物の適正処理のための各種法律により、鉄筋コンクリート等の解体撤去費用は多額であり、底地の土地の評価額以上に相当する場合も出ている。

実際の売買取引では土地の価額から建物の解体撤去費用を控除した価額で行われるのが通例であるから、相続税等の財産評価においてもこのような考え方を導入すべきである。

(関係法令 相続税法第 22 条、財産評価基本通達 1 (2)、1 (3)、第 2 章第 2 節)

相続人に未成年後見人及び成年後見人の法定代理人が選任された場合、当該相続人の相続の開始があったことを知った日は、法定代理人が選任された日として取り扱うこととされているが、当該取り扱いは他の相続人には適用されないため、法定代理人が選任された相続人だけではなく、当該相続に係る納税義務者全員の申告期限を延長する等の緩和措置を設けるべきである。

(新規)

高齢化社会においては、相続人に成年後見人等が含まれる事例の増加が見込まれる。成年後見人等の法定代理人が選定された場合、相続の開始があったことを知った日は法定代理人が選任された日として取り扱う規定があるが、成年後見人等でない他の相続人にはこの規定は適用されない。このため、法定代理人が選任された相続人とそうではない相続人との間で申告期限が異なる結果となる。法定代理人が選任された相続人のみ申告期限が延長されたとしても、他の相続人との申告期限の相違から、遺産分割等においても混乱を生じさせる恐れがある。

従って、成年後見人等である相続人に法定代理人が選任された場合には、全ての相続人について申告期限を法定代理人が選任された相続人の申告期限に合わせるべきである。

(関係法令 相続税法基本通達 27-4 (7))

【 消費税 】

軽減税率の導入を見直すこと。

平成 28 年度税制改正により、消費税の軽減税率制度を平成 31 年 10 月 1 日から導入することとしている。

消費税の単一税率を維持すべきで、複数税率導入には次の理由により反対する。

- ① 軽減税率対象品目の選定に合理性がないこと。
- ② 中小・小規模事業者の事務負担が増加すること。
- ③ 社会保障財源が不足すること。
- ④ 逆進性緩和の効果に疑問があること。

(関係法令 消費税法第 29 条、平成 28 年改正法附則第 34 条)

消費税率等引上げに伴う延納制度の創設。

平成 26 年 4 月より消費税等の税率が 5%から 8%に引上げられた。さらに、平成 31 年 10 月より 10%に引上げられる予定である。納税者の資金事情は一層厳しいものとなっており、期限

内完納が困難となっている納税者も多くなっている。現状では「消費税確認表」を提出することにより、運用面で配慮はされているが、すでに所得税法では延納制度が整備されており、納税の合理化が図られている。消費税法においても、延納制度を創設し、消費税率等の引上げに伴う納税者の資金事情に対しての配慮を求める。

更には延納制度の導入とともに、一定の手続きを踏んだ納税者については、延滞税ではなく利子税を課すこととして欲しい。

(関係法令 所得税法第 131 条、国税通則法第 64 条)

33

納税義務の免除制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること。

現行の納税義務の免除制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という趣旨にそぐわなくなってきた。

また、免税事業者が多額の設備投資を行ったため、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければいけないが、課税期間前に設備投資の計画が決まっていない場合には、届出書を提出することができず、結果として、還付を受けられない事態となってしまう。実際にはこのようなケースが多いのが実情である。

さらに、この納税義務の免除制度による租税回避行為を防止する目的で、特定新規設立法人に該当する場合に納税義務が免除されないなどの規定が設けられ、納税義務の判定が非常に複雑になってしまっている。

そして、平成 35 年以降に、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入された場合には、インボイス発行権限のない免税事業者が取引から排除されるなど、課税事業者と免税事業者との間で、経済的な中立性が損なわれる懸念がある。

以上のような弊害を解消するためには、現行の納税義務の免除制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、一定の基準以下の小規模事業者については、申告・納付を不要とする制度を創設すべきである。

(関係法令 消費税法第 9 条、同法第 45 条)

34

特定新規設立法人について、判定対象者である親法人等の要件に資本金1億円超を追加するとともに、特殊関係者要件を除外し子会社への直接出資のみにすること。

平成 25 年度税制改正により、特定新規設立法人に該当する場合には、設立時の資本金が 1000 万円未満であっても、設立 1 年目から消費税の納税義務は免除されないこととなった。

特定新規設立法人とは、新規設立法人のうち、当該法人の株式を直接又は間接に 50%超保有する法人又はその特殊関係者（以下「親法人等」）の当該法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が 5 億円を超える場合の当該法人をいう。

この制度は、一部の大企業において、子会社の設立、解散を繰り返して消費税の租税回避が行われている実態からその防止等を目的として、消費税にも法人税同様にグループの概念を導入したものと考えられる。

しかし、この制度では、親法人においてたまたま資産譲渡があったために一時的に該当年度の課税売上高が 5 億円を超えた場合でも、新規設立子法人は初年度から消費税の納付が発生してしまうこととなってしまう。また、初年度から納税義務が発生することから、子法人設立のメリットを生かせないため、新規事業立ち上げの阻害要因となってしまう可能性がある。さらに、親法人等の要件に、特殊関係者要件があることにより、判定が非常に複雑になっている。

このような問題を回避するために、判定対象者である親法人等の要件について、資本金 1 億円超などの外形的な要件も追加するとともに、特殊関係者要件を除外し、子会社への直接出資に限定すべきである。

（関係法令 消費税法第 12 条の 3）

35

簡易課税制度の選択は、事前届出制度もしくは提出した日の属する課税期間からでなく、確定申告書の提出時に簡易課税制度の有無を表示する方式に改めること。

平成 28 年度税制改正において簡易課税の選択については、経過措置として届出書を提出した日の属する課税期間から適用することも認められたが、届出による選択リスクがある。簡易課税制度は中小企業者の事務負担軽減の趣旨で規定されたもので、みなし仕入率の見直しで益税の発生を可能な限り防止したうえで、納税義務者である事業者には事前選択による納税上のリスクを生じさせないように、簡易課税制度の適用は確定申告書の提出時に、簡易課税選択の有無を表示する方式に改めるべきである。

さらに平成 28 年度税制改正において高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の見直しが行われたことから、還付を巡る税の抜け道を封じ込めつつ、多額の設備投資を行った場合に高度な判断を要する現制度の選択要件を緩和し、納税者に理解されやすい制度にすべきである。

（関係法令 消費税法第 12 条の 4、同法第 19 条、同法第 37 条）

調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し。

車両及び運搬具は現代のビジネスにおいて必要不可欠なものであり、公共交通機関が発達していない地域においては更にその必要性が増す。さらに業務上の車両の金額が100万円以上になることは常態的にある。調整対象固定資産の範囲、金額の基準において課税の公平の観点から悪質ともいえる節税を封じることが重要であるが、それを意図しない事業者が購入したものでひとくくりに捉えるべきではないと考える。

(関係法令 消費税法第2条第1項16号、同法施行令第5条、消費税法第33条)

消費税の仕入税額控除の95%ルールを復活させること。

(新規)

平成23年度改正により、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者について、95%ルールは適用されないこととなった。これにより、益税解消に繋がった一方で、事業者は消費税課税区分の会計処理が煩雑となり、多大な事務負担を課せられている。特に、中小事業者は、事業年度によって課税売上高が大きく変動する場合があります。個別対応方式を選択するために、課税区分の処理を遡及修正する事務負担も発生する。そのような事務負担を回避する一括比例配分方式を選択すれば、税負担は一般的に増加するのが実情である。

したがって、中小事業者については95%ルールを復活させるとか、非課税売上高が僅少な額(たとえば受取利息や社宅家賃だけのケース)であれば仕入税額を、全額控除できるよう改正を要望する。

(関係法令 消費税法第30条第1項、第2項、第4項、第5項)

課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書について即時承認すること。

(新規)

たまたま土地の譲渡があった場合、その課税期間の課税売上割合が減少してしまう。この場合、「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を事前に提出することで過年度の平均課税売上割合を適用することができるが、この申請書は決算日前に承認を受ける必要がある。しかし、決算日直前に土地を譲渡するケースでは、承認申請の手続きが間に合わずに「準ずる割合」の承認を受けられない場合がある。確定申告書の提出と同時に承認申請書を提出することで「準ずる割合」の適用を可能とすべきである。

(関係法令 消費税法第30条第3項、消費税法施行令第47条、消費税法基本通達11-5-7)

【 地方税 】

39

国税と地方税の規定が同一でない場合には、国税と地方税の規定を統一すること。

国税と同一の内容であるにもかかわらず、国税と地方税の規定が同一でない場合には、制度上の整合性を図ることができず、実務上も申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまいます。また、ケースによっては、歳入よりも徴税コストが上回っている実情も存在する。従って、以下の項目については、納税者の利便性や徴税コストの観点からも、国税の規定に合わせて地方税の規定を改正すべきである。

- (1) 給与所得者の給与所得以外の所得について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、地方税においても所得税と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2、第 317 条の 2)

- (2) 上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

所得税法では、上場株式等以外の配当等で 1 回に支払いを受ける配当等の額が 10 万円に配当計算期間の月数を乗じて 12 で除して計算した金額以下の場合 (以下、少額配当等) には、確定申告不要制度を選択できるが、地方税法にはこの規定がないため、少額配当等の場合でも申告が必要となってしまう。従って、地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 8 条の 5、地方税法第 71 条の 27)

- (3) 公的年金等について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円以下であるときは申告不要となっているが、地方税法においても所得税法と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2、第 317 条の 2)

40

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の特例措置を廃止すること。

地方税法において、事業税を課する事業範囲が定められているが、社会保険診療報酬等に対する課税除外措置については、税制における公平の立場から容認し難いものがある。税負担の公平の見地及び応能負担の原則から、これらの全面的な見直しを図るべきである。

41

償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度末とし申告書の提出期限を法人税、所得税の確定申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすること。

償却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における償却資産の状況を 1 月 31 日までに市町村長に申告しなければならない。

しかし、12 月決算法人及び個人事業者の償却資産に係る固定資産税の申告では、償却資産の確定が難しく、さらにそれ以外の法人においても、決算後の固定資産の状況について法人税の確定申告とは別に改めて申告を行わなければならない状況にある。

税制の簡素化・公平な税負担の観点からも、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日（個人は 12 月末日）とし申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限とすることも認め、現状の申告期限との選択制とすべきである。

(関係法令 地方税法第 359 条、第 383 条、第 394 条)

42

退職者の住民税について翌年 1 月 1 日以降に退職した場合でも普通徴収の選択を可能にすること。

(新規)

個人住民税の特別徴収義務が徹底され徴収率も 99.8%と高く、徴収義務者の事務負担は増加しているが、制度は浸透しつつある。但し、退職者の住民税については特別徴収・一括徴収・普通徴収と選択できるが、翌年 1 月 1 日以降に退職した者については普通徴収への切替が認められていない。徴収義務者が数か月分の住民税をまとめて徴収することを退職者に説明しても理解を得られずトラブルになるケースもある。中には退職者から徴収できず会社が負担しているケースもある。徴収義務者の負担も考慮し、退職時期を問わず普通徴収を選択することを可能にすべきである。

(関係法令 地方税法第 321 条の 5 第 2 項)

【 各税共通 】

43

少額の減価償却資産に係る取得価額の損金算入の制度の金額要件を、一律 30 万円未満とすること。また、合わせて一括償却資産の特例を廃止すること。

少額の減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については、3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、一定の中小法人に対しては、平成 30 年 3 月までの間、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

税制の簡素化から、一括償却資産制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律 30 万円未満とする制度に一本化すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2、同法第 67 条の 5、所得税法施行令第 139 条、法人税法施行令第 133 条の 2)

44

次のような少額資産は、金額が少額であり管理が煩雑であるので、全額損金算入を認めるべきである。

- (1) 電話加入権及びリサイクル法の規定による預託金は金額が少額であり、かつ管理が煩雑となっている。税務上、資産計上することとされる金額は全額損金(必要経費)算入を認めるべきである。

(関係法令 自動車リサイクル法第 73 条～79 条)

- (2) また既に帳簿に計上されている電話加入権及びリサイクル預託金については、10 年間などの一定期間で均等償却又は一時償却できることとし、これも損金(必要経費)算入できることとすべきである。

45

事業用定期借地権の一時金については、「土地の上に存する権利」から除外する規定を設けると共に税務上の繰延資産に該当するものとして処理すること。

定期借地権の一時金は、事業用借地権のように定期借地権契約の期間満了により土地を利用する権利が消滅することが明確な契約であれば、前払賃料としての性格の有無に関係なく、契約期間の経過に応じて損金(必要経費)算入すべきである。

(関係法令 法人税法施行令第 12 条第 1 号、法人税法施行令第 14 条第 1 項第 6 号ロ、所得税

【 納税環境整備 】

46

税法改正等については、納税者への十分な周知期間及び準備期間を確保した上で適用すること。

平成29年4月分の財産評価基本通達の一部改正は平成29年1月1日に遡って適用することとされた。その中でも「類似業種比準方式の見直し」については、遡及適用により納税者に想定を超える不利益を与える可能性があり、実務上でも納税者が不利になる事例が散見されている。

国民の経済生活の法的安定性を維持して、また、安定した税務行政の執行を妨げないため、税法及び基本通達等の改正にあたっては十分な周知期間及び準備期間を設けるべきである。やむを得ず遡及適用する場合には、改正前の税法等と改正後の税法等との選択適用を認める経過措置を設けるべきである。

(財産評価基本通達180)

47

国税通則法第97条第1項第1号の「審査請求人若しくは原処分庁に対し質問権を行使して作成した質問調書その他の資料」に、閲覧・謄写権を認めるべきである。

国税通則法の改正により、国税通則法第97条第3項では、閲覧・謄写権がみとめられることとなったが、これは第96条第1項若しくは第2項(証拠書類等の提出)又は第97条第1項第2号(審理のための質問・検査等)の規定により提出された書類であり、最も重要な第97条第1項第1号の規定により提出された書類には認められていない。

国税不服審判所においては、形式審査後に実質審理が行われるが、担当審判官が質問権を行使して作成した質問調書その他の資料については閲覧・謄写権が認められていないために、裁決に至るまでの流れについて検証することが困難な状況となっている。

また、担当審判官と参加している審判官の合議体による議決を経て、裁決に至るという手続きが同一のものである保証はなく、この点からも不透明と言わざるを得ない。

さらに、公表される裁決は一部であり、情報公開法に基づく開示請求にも限界がある。これらの点から、第97条第1項第1号の閲覧・謄写権を求めるものである。

(関係法令 国税通則法第96条第1項、第2項、同法第97条第1項第1号、第2号、第3項)

申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること。

平成 27 年 6 月 30 日事務運営指針にある通り、閲覧中は窓口担当者が立ち会うことになっている。閲覧の時間は通常 1 時間は越える。コピーを認めれば担当者の立会コスト等の行政コストは削減され、事務効率も向上し納税者の利便性も上がる。

(事務運営指針：申告書等閲覧サービスの実施について)

事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合の手続について、国税通則法において明確に規定し、通知が確実に実施されるようにすること。

平成 23 年 12 月に国税通則法の一部が改正され、事前通知に関する手続が明確化された。事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査の対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力を得て調査を開始することが事務運営指針に定められている。しかし、平成 26 年度に本会で行った税務調査アンケートの結果を見ると、いわゆる無予告調査のうち 22%の税務調査において、納税義務者又は税務代理人に対する通知が行われていなかった。法の改正の趣旨である調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるという観点、課税の公平性を確保することを目的として無予告調査が法律上明確化されたこととの比較衡量の観点からも、当該事務運営指針の内容について通則法本法において明確に規定すべきである。

(関係法令 国税通則法第 74 条の 9、10、調査手続に関する事務運営指針第 2 章 2 (3))

税理士法第33条の2の書面を添付して申告書を提出している納税者に対して、原則として事前通知のない税務調査を行わないよう、関係通達に明記すること。

税理士法第 33 条の 2 に定める書面を提出している場合、税理士の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図る観点から、税理士に対して、税務調査の通知前に、書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない。一方、事前通知のない税務調査は、国税通則法関係通達に定める事案に限って実施することが認められているが、税務調査を行う上では弾力的運用が行われている。

これらのことから、実務上、書面添付のある申告を行った納税者に対しても、無予告調査が行われることが実際にあり、税理士の立場は必ずしも尊重されている訳ではない。書面の記載

内容の状況を勘案することを前提として、基本的には、書面添付のある場合には、無予告調査を行うことができないよう、関係通達に明記する必要がある。

(関係法令 国税通則法第 74 条の 10、国税通則法関係通達 4-7, 4-8, 4-9, 4-10、税理士法第 30 条、同法第 33 条の 2、同法第 35 条第 1 項、平成 22 年 6 月 11 日発出の国税庁長官事務運営指針)

51

e-Taxについて利便性の向上とさらなる利用の促進を図ること。

(一部修正)

e-Tax について 24 時間 365 日受付可能とすべきである。さらに e-Tax メッセージボックスについて、掲載事項を拡充し各種届出の状況を即座に確認できるようにすべきである。各種届出の確認は適正な税額計算を行うために必要不可欠であるが、当初提出した届出書類の控えを紛失した場合に、直接税務署に問い合わせることでは確認ができず、不便である。現状 e-Tax では、申告月にメッセージボックスに送付される「申告のお知らせ」により確認できる事項はあるものの、減価償却資産の償却方法、棚卸資産の評価方法、青色事業専従者給与の届出額なども含めて届出状況をいつでも確認できるようにして利便性を高める必要がある。

さらに準確定申告については e-Tax に対応していないため電子申告することができない。マイナンバー制度における本人確認の書類提出が煩雑であり、電子申告を普及するためにも、早急に e-Tax による電子申告を可能にすべきである。

52

**eLTAXの電子申請・届出による提出について、各自治体が即時に情報を取り込むよう
うにすること。さらに個人住民税について全国共通の納税先を設け、各自治体へ送金する
新たな地方税納税システムを構築すること。**

e-Tax、また eLTAX の電子申告による提出については受信通知が即時発行されるが、eLTAX の電子申請・届出による提出については、各自治体が内容確認後に受信通知を発行しており、受信通知の取り込みまで数日間を要し、自治体によってもその期間が異なっている。提出は完了しているが受け付けられているか不明の状況は早急に改善を求める。さらに給与所得者に対して個人住民税の特別徴収への一斉指定により、特別徴収義務者（事業主）が預かり、市区町村に毎月納税している。各自治体が納税先のため、納税額・納付先のチェックなど事務負担が増大し、納税ミスの増加も考えられる。特別徴収の個人住民税について、ダイレクト納付を拡充するなど全国共通の納税先を設け、その機関から各自治体へ送金する新たな納税システムを構築することを求める。